

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 9 月 9 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神田 康正
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

金地金の贈与時期をめぐる争いの裁決事例

国税不服審判所：平成 25 年 10 月 7 日裁決

この事例は、審査請求人（以下、甲という）が父親（以下、乙という）からの贈与により取得した金地金を売却した際（平成 18 年 4 月 4 日）に贈与の事実があったとし、税務署長が甲に対し贈与税の決定処分を行ったことについて争った事案である。

事実関係

- (1) 乙は平成 21 年 10 月に死亡している。
- (2) 甲は、平成 18 年 4 月 4 日に乙から譲り受けた金地金を売却した。
- (3) 売却代金に関しては、甲及び甲の家族名義の定期預金として預けられていた。
- (4) 乙は生前、金地金をはじめ不動産等色々な財産に対し「あげる」「あげない」「やった」「返せ」という発言をたびたび繰り返していた。
- (5) 甲は平成 18 年分の贈与税の申告をしていない。

甲の主張

乙から金地金の贈与を受けたのは平成 18 年ではなく、平成 6 年 6 月 12 日、平成 12 年 7 月 20 日、平成 16 年 12 月 6 日の計 3 回であり、平成 18 年 4 月 4 日の売却は甲の意思であり、乙からこの金地金を預かっていたのではないから乙の許可を求めて行ったものではなく、甲の単独行為である。

法令解釈

相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共-8（財産取得時期の原則）では、書面による贈与についてはその契約の効力が発生した時を財産取得時期とし、書面によらない贈与についてはその贈与が履行された時を財産取得時期と規定している。そして、「その贈与が履行された」とは金地金のような権利者の表示がない動産の場合、受贈者が当該動産を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分することが出来る状態に至った時と解するのが相当とされている。

裁判所の判断

- (1) 本件贈与の関しては、贈与契約書等の作成はしていないものと認められる。とすると、この贈与が履行された時期は上記法令解釈に照らしてみると金地金を自己の財産として現実に支配管理し自由に処分出来る状態に至った時と判断される。
- (2) 甲は平成 18 年 4 月 4 日に本件金地金を売却し、その売却代金を自己及び自己の家族名義の口座へ預金している。よって、この日までに乙から甲へ贈与が履行され、甲は本件金地金を現実に支配管理し自由に処分できる状態に至ったと言える。
- (3) 乙は一度渡した金地金の返還を要求することがあり、要求があれば従わざるを得なかった旨、甲は答述している。つまり、甲が主張する時期に金地金を受け取っていたとしても、それは乙の思惑によりいつでも返還される可能性を含むものであり、現実に支配管理し自由に処分することが出来る状態に至ったものとは言えない。
- (4) 甲が主張する贈与時期に贈与税の申告をしていないことを鑑みても甲が主張する時期に贈与があったとは言えない。
- (5) 平成 18 年 4 月 4 日の売却により乙の意向のみにより本件金地金の返還を求めることが出来なくなったことを考慮すると本件金地金を現実に支配管理し自由に処分することが出来る状態に至った時はまさにこの売却の時であるから、平成 18 年 4 月 4 日に贈与があったと認めるのが相当である。

まとめ

上記事例の様に書面によらない贈与は贈与時期及び贈与そのものの立証を結果として困難にさせてしまいます。せっかく相続税対策として毎年コツコツと贈与を重ねていても相続税申告時に贈与の立証が出来ないとなるとせっかくの対策も水の泡になってしまう恐れがあります。安心出来る贈与で相続税対策を進めていきたいとお考えの方はぜひ一度弊社までご相談下さい。